

令和元年度

第2回 豊山町国民健康保険運営協議会

日時 令和2年2月25日（火）午後1時30分

場所 豊山町保健センター 研修室

生活福祉部 保険課 国民健康保険・医療係

<このページは空白です。>

目次

国民健康保険税条例の一部改正（案）について【諮問事項】	- 1 -
1 令和2年度の国民健康保険税率について	- 1 -
（1）国民健康保険税率（案）の考え方	- 1 -
（2）令和2年度の国民健康保険税率（案）	- 2 -
（3）国民健康保険税率改定に伴う各モデル世帯の影響額	- 3 -
（4）国民健康保険税率改定に伴う国民健康保険税増減額別の世帯数	- 4 -
（5）国民健康保険税率改定後の法定外繰入金の解消シミュレーション	- 4 -
2 豊山町国民健康保険税条例の一部改正（案）	- 5 -
（1）国保税率改定関係	- 5 -
（2）賦課限度額引き上げ関係	- 6 -
（3）施行期日	- 6 -
3 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の本算定結果	- 7 -
（1）国民健康保険事業費納付金【本算定結果】	- 7 -
（2）豊山町の標準保険料率【本算定結果】	- 8 -
豊山町国民健康保険データヘルス計画について【協議事項】	- 9 -
1 データヘルス計画の概要	- 9 -
2 健康課題と目的・目標	- 10 -
3 実施する保健事業	- 11 -
豊山町国民健康保険の状況について【報告事項】	- 13 -
1 被保険者数の推移	- 13 -
2 被保険者1人当たりの医療費の推移	- 14 -
3 課税・収納の状況	- 15 -
4 法定外繰入金の推移	- 15 -
制度改正について【その他】	- 16 -
1 国民健康保険税における「軽減制度」の改正について（令和2年4月1日実施）	- 16 -

国民健康保険税条例の一部改正（案）について【諮問事項】

1 令和2年度の国民健康保険税率について

第1回国民健康保険運営協議会（令和元年12月20日開催）に諮問した「令和2年度の国民健康保険税率（案）」について、答申された事項を踏まえ、令和2年度の国民健康保険税率（案）を次のとおり設定した。

（1）国民健康保険税率（案）の考え方

① 資産割の廃止

廃止に伴う被保険者の国民健康保険税の急変を回避するため、3年間の経過期間を設けて廃止する。

令和2年度は3年目になるため、資産割の税率を廃止する。

② 平等割

国保世帯の負担増を回避するため、平成30年度から令和2年度までは、平成29年度の税率を維持する。

③ 応能応益の割合

概ね『55：45』になるよう所得割、均等割を段階的（概ね3年間：平成30年度～令和2年度）に改正する。

令和2年度は概ね『55：45』になるよう所得割、均等割を改正する。

④ 賦課総額

県から示された国民健康保険事業費納付金や標準保険料率による賦課総額の試算結果を踏まえると、国保税による収入が2,000万円以上不足するため、令和2年度の賦課総額を上限4%として改定する。

(2) 令和2年度の国民健康保険税率(案)

令和2年度の国保税率(案)で試算した賦課総額は3億8,403万円(対H31年度比3.9%増)となり、また、一人当たりの調定額は103,536円(対前年度比3,617円3.6%増)となる。

区分		標準保険料率(本算定)		H31年度(現行)		R2年度(案)	
		税率	割合	税率	割合	税率	割合
医療	所得割	5.89%	56.3	5.72%	56.1	6.20%	56.0
	資産割	—		6.60%		0.00%	
	均等割	24,118円	43.7	22,400円	43.9	24,400円	44.0
	平等割	16,814円		19,700円		19,700円	
後期	所得割	2.11%	56.2	1.87%	55.6	2.06%	55.7
	資産割	—		2.40%		0.00%	
	均等割	8,502円	43.8	7,300円	44.4	7,900円	44.3
	平等割	5,927円		7,000円		7,000円	
介護	所得割	1.96%	57.7	1.30%	54.0	1.43%	54.5
	資産割	—		1.50%		0.00%	
	均等割	10,115円	42.4	7,600円	46.0	8,000円	45.5
	平等割	5,145円		5,300円		5,300円	
賦課総額(一般)(※1)		395,073,000円		369,590,000円		384,037,000円	
対前年度		—		—		+14,447,000円(+3.9%)	
対標準保険料率		—		▲25,483,000円		▲11,036,000円	
調定額(一般)(※2)		357,087,000円		334,430,000円		346,535,000円	
対前年度		—		—		+12,105,000円(+3.6%)	
対標準保険料率		—		▲22,657,000円		▲10,552,000円	
一人当たりの調定額		106,689円		99,919円		103,536円	
対前年度		—		—		+3,617円(+3.6%)	
対標準保険料率		—		▲6,769円		▲3,153円	

(※1) 令和元年9月末現在の被保険者データで試算

被保険者数(一般) 3,347人

(※2) 調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

(3) 国民健康保険税率改定に伴う各モデル世帯の影響額

モデル世帯		世帯数 (割合) 全1,991世帯	H31年度 (現行)	R2年度	
					現行との 比較
1	～39歳【1人世帯】 所得0万円 (給与収入65万円以下) 固定資産税なし	56世帯 (2.8%)	16,800円	17,600円	+800円
2	40～64歳【1人世帯】 所得0万円 (給与収入65万円以下) 固定資産税なし	105世帯 (5.3%)	20,600円	21,500円	+900円
3-1	65～74歳【1人世帯】 所得0円 (年金収入120万円以下) 固定資産税なし	61世帯 (3.1%)	16,800円	17,600円	+800円
3-2	65～74歳【1人世帯】 所得0円 (年金収入120万円以下) 固定資産税10万円	29世帯 (1.5%)	25,800円	17,600円	▲8,200円
4-1	65～74歳【1人世帯】 所得100万円 (年金収入220万円) 固定資産税なし	96世帯 (4.8%)	107,200円	114,700円	+7,500円
4-2	65～74歳【1人世帯】 所得100万円 (年金収入220万円) 固定資産税10万円	63世帯 (3.2%)	116,200円	114,700円	▲1,500円
5-1	65～74歳夫婦【2人世帯】 所得200万円 (年金収入320万円) 固定資産税なし	17世帯 (0.9%)	212,800円	230,200円	+17,400円
5-2	65～74歳夫婦【2人世帯】 所得200万円 (年金収入320万円) 固定資産税10万円	7世帯 (0.4%)	221,800円	230,200円	+8,400円
6-1	40～64歳夫婦+子2人【4人世帯】 所得300万円 (給与収入443万円) 固定資産税なし	3世帯 (0.2%)	403,300円	437,400円	+34,100円
6-2	40～64歳夫婦+子2人【4人世帯】 所得300万円 (給与収入443万円) 固定資産税10万円	1世帯 (0.1%)	413,800円	437,400円	+23,600円
7-1	40～64歳夫婦+子1人【3人世帯】 所得400万円 (給与収入568万円) 固定資産税なし	2世帯 (0.1%)	462,500円	502,600円	+40,100円
7-2	40～64歳夫婦+子1人【3人世帯】 所得400万円 (給与収入568万円) 固定資産税10万円	3世帯 (0.2%)	473,000円	502,600円	+29,600円

世帯数は令和元年9月末現在

世帯数の抽出条件・・・所得：±50万円以内 固定資産税：±5万円以内

(4) 国民健康保険税率改定に伴う国民健康保険税増減額別の世帯数

R2年度国保税増減額（対H31年度）		世帯数（割合）	
増額	6万円以上	6世帯	(0.3%)
	4万円以上 6万円未満	48世帯	(2.4%)
	2万円以上 4万円未満	280世帯	(14.1%)
	2万円未満	1,263世帯	(63.4%)
	増額世帯計	1,597世帯	(80.2%)
増減なし		1世帯	(0.1%)
減額	2万円未満	299世帯	(15.0%)
	2万円以上 4万円未満	35世帯	(1.8%)
	4万円以上 6万円未満	25世帯	(1.3%)
	6万円以上	34世帯	(1.7%)
	減額世帯計	393世帯	(19.7%)
合計世帯数		1,991世帯	(100.0%)

※令和元年9月末現在の被保険者データで試算

(5) 国民健康保険税率改定後の法定外繰入金の解消シミュレーション

区分		H29年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
			H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
法定外繰入金 (※)	(計画)	97,119,000円	83,518,000円	69,912,000円	56,564,000円	39,589,000円	22,806,000円	0円
	(実績)	87,692,000円	72,482,000円	63,449,000円	43,326,000円			

(※) 法定外繰入金（実績）のH29,30年度は決算額、H31年度は当初予算額、R2年度はR2年度税率案で試算した当初予算額（案）

2 豊山町国民健康保険税条例の一部改正（案）

（1）国保税率改定関係

令和2年度の国民健康保険税について、資料2ページの国民健康保険税率（案）に改定するため、豊山町国民健康保険税条例の改正を行う。

条例	改正の概要		
第3条	医療給付費分 所得割率	5.72%	→ 6.20%
第4条 → 削除	医療給付費分 資産割率	6.60%	→ 0%
第5条	医療給付費分 均等割額	22,400円	→ 24,400円
第6条	後期支援金分 所得割率	1.87%	→ 2.06%
第7条 → 削除	後期支援金分 資産割率	2.40%	→ 0%
第7条の2	後期支援金分 均等割額	7,300円	→ 7,900円
第8条	介護納付金分 所得割率	1.30%	→ 1.43%
第9条 → 削除	介護納付金分 資産割率	1.50%	→ 0%
第9条の2	介護納付金分 均等割額	7,600円	→ 8,000円
第23条	税率改定に伴う均等割の軽減額の改正		
	① 7割軽減 医療給付費分	15,680円	→ 17,080円
	後期支援金分	5,110円	→ 5,530円
	介護納付金分	5,320円	→ 5,600円
	② 5割軽減 医療給付費分	11,200円	→ 12,200円
	後期支援金分	3,650円	→ 3,950円
	介護納付金分	3,800円	→ 4,000円
	③ 2割軽減 医療給付費分	4,480円	→ 4,880円
	後期支援金分	1,460円	→ 1,580円
	介護納付金分	1,520円	→ 1,600円

(2) 賦課限度額引き上げ関係

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月31日に公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い下記のとおり賦課限度額を改定し、豊山町国民健康保険税条例の改正を行う。

○改正内容

区分	H31年度	
	賦課限度額	増減
医療給付費	58万円	—
後期支援金	19万円	—
介護納付金	16万円	—



区分	R2年度	
	賦課限度額	増減
医療給付費	61万円	+3万円
後期支援金	19万円	据え置き
介護納付金	16万円	据え置き

○限度額引き上げによる影響額

区分	増減
医療給付費	+113万円
後期支援金	±0円
介護納付金	±0円
計	+113万円

○限度額引き上げによる影響世帯数

区分	改正前	改正後	増減
医療給付費	40世帯 (2.0%)	36世帯 (1.8%)	▲4世帯 (▲0.2%)
後期支援金	37世帯 (1.9%)	37世帯 (1.9%)	±0世帯 (-%)
介護納付金	9世帯 (1.0%)	9世帯 (1.0%)	±0世帯 (-%)

※令和元年9月末現在の被保険者データで試算

世帯数：医療給付費及び後期支援金1,991世帯 介護納付金898世帯

条例	改正の概要
第2条2項	医療給付費分 賦課限度額 580,000円 → 610,000円
第23条	医療給付費分 賦課限度額 580,000円 → 610,000円

(3) 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

3 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の本算定結果

令和2年1月15日に愛知県から『国民健康保険事業費納付金等の本算定結果』が示された。

(1) 国民健康保険事業費納付金【本算定結果】

豊山町の国民健康保険事業費納付金【本算定結果：一般】

R2本算定結果 ①	R2仮算定結果 ②	H31本算定結果 ③	R2仮算定との差 =①-②	H31本算定との差 =①-③
449,054,469円	452,643,151円	458,593,141円	▲3,588,682円	▲9,538,672円

豊山町の一人当たりの納付金

市町村名	R2本算定結果 ①		H31本算定結果 ③		H31本算定との差 =①-③
	一人当たりの納付金	順位(※)	一人当たりの納付金	順位(※)	
豊山町	136,782円	28位	135,638円	27位	1,144円
県平均	137,313円	—	137,978円	—	▲665円

※ 順位は全54市町村中、高い順

(2) 豊山町の標準保険料率【本算定結果】

区分		R2本算定結果	応能応益割合	H31本算定結果	応能応益割合	R2年度国保税率(案)	応能応益割合
医療	所得割	5.89%	56.3	6.50%	54.7	6.20%	56.0
	資産割	-		-		0.00%	
	均等割	24,118円	43.7	26,356円	45.3	24,400円	44.0
	平等割	16,814円		18,715円		19,700円	
後期	所得割	2.11%	56.2	2.07%	55.1	2.06%	55.7
	資産割	-		-		0.00%	
	均等割	8,502円	43.8	8,308円	44.9	7,900円	44.3
	平等割	5,927円		5,899円		7,000円	
介護	所得割	1.96%	57.7	1.87%	57.3	1.43%	54.5
	資産割	-		-		0.00%	
	均等割	10,115円	42.4	9,776円	42.7	8,000円	45.5
	平等割	5,145円		4,642円		5,300円	
計	所得割	9.96%	/	10.44%	/	9.69%	/
	資産割	-		-		0.00%	
	均等割	42,735円		44,440円		40,300円	
	平等割	27,886円		29,256円		32,000円	
賦課総額(一般) ※1		395,073,000円	/	395,838,000円	/	384,037,000円	/
調定額(一般) ※2		357,087,000円	/	357,629,000円	/	346,535,000円	/
一人当たりの調定額		106,689円	/	105,682円	/	103,536円	/

(※1) 令和元年9月末現在の被保険者データで試算

被保険者数(一般) 3,347人

(※2) 調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

豊山町国民健康保険データヘルス計画について【協議事項】

1 データヘルス計画の概要

(1) 策定の背景

少子高齢化や疾病構造の変化が進み、生活習慣及び社会環境の改善を通じて国民の健康増進を図る一層の取組みが求められる中、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、医療保険者はレセプト（診療報酬明細書）等のデータの分析や分析結果に基づき加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」を作成・公表、事業実施、評価等の取組をする必要があるとの方針が示された。また、平成26年3月31日に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」が改正されたことにより、市町村国保保険者は、健康・医療情報を活用してPDC Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために、「データヘルス計画」を策定し、保健事業の実施及び評価を行うことが努力義務とされた。

(2) 計画期間

第3期特定健康診査等実施計画と最終年度を合わせ、令和2年度から令和5年度までの4年間とする。

(3) 計画の評価・見直し

最終年度となる令和5年度に、計画に掲げる目標について達成状況の評価を行う。また、計画の期間中においても、各保健事業における目標の達成状況や実施状況などにより、PDC Aサイクルに沿って評価し・見直しを行う。その際には、他部署との意見交換の場において検討するとともに、本運営協議会や愛知県国民健康保険団体連合会が設置した「支援・評価委員会」の指導・助言を受けるものとする。

2 健康課題と目的・目標

(1) 豊山町国保被保険者の健康課題

- ①脳血管疾患、虚血性心疾患の1人当たりの医療費が県より高い
- ②治療が必要な生活習慣病リスク保有者のうち、未治療率が県より高い
- ③特定健診受診率が県より低い
- ④喫煙、飲酒量過多、朝食欠食、就寝前夕食、早食い等の生活習慣がある被保険者が多い

(2) 計画の最終目的

- ・健康寿命の延伸
- ・生活習慣病の重症化予防
- ・医療費の適正化

(3) 目的達成のための目標

- ①被保険者が、特定健診等の受診により、自らの健康状態を把握する機会を毎年持てるようになること
- ②生活習慣病リスク保有者が、適切な治療と特定保健指導による生活習慣の改善で、重症化や合併症の発生を予防すること
- ③被保険者が、自らの健康管理に関する知識と意識を高め、自主的に健康づくりに取り組むことができるようになること
- ④被保険者が、ジェネリック医薬品を正しく理解し、積極的に活用できるようになること

3 実施する保健事業

目標	事業名	目的	実施内容		対象		現状 (平成30年度実績)	目標値		
					年齢等	対象者		アウトプット	アウトカム	
1	特定健康診査※	メタボリックシンドロームに着目した項目を検査し、特定保健指導の対象者を抽出する	集団健診（保健センター）と個別健診（指定医療機関）で実施		40～74歳	町国民健康保険加入者	受診率 37.7%	健診体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診受診率60%以上 5年連続未受診者割合の減少 	
	特定健診受診勧奨事業	特定健診受診率の向上	勧奨ハガキの送付と電話勧奨を実施		40～74歳	町国民健康保険加入者	勧奨ハガキ、電話勧奨ともに年1回	実施回数 1回以上		
	健康診査結果説明会	生活習慣の改善及び早期受診・早期治療を図る	集団健診受診者全員に、健診結果の説明、保健指導及び受診勧奨を保健センターで実施		30～74歳	集団健診受診者	参加者 917人	実施体制の整備		
	成人健康診査	若い年代からの生活習慣病を予防する	集団健診で実施		30歳以上	他に受診の機会がない町民	受診者 56人	健診体制の充実	・受診率	
	がん検診	がんの予防及び早期発見を推進する	集団検診（保健センター）と個別検診（指定医療機関）で実施 特定の年齢に無料クーポン券（子宮がん、乳がん、大腸がん）を配布	胃がん	胃がん	40歳以上	他に受診の機会がない町民	11.1%	29.0%以上	<ul style="list-style-type: none"> 精密検査受診率の向上 標準化死亡比の減少 男性91.4以下、女性94.7以下
	大腸がん	大腸がん		49.8%	50.0%以上					
	肺がん	肺がん		49.0%	42.0%以上					
前立腺がん	前立腺がん	49.0%		50.0%以上						
子宮がん	子宮がん	19.9%		40.0%以上						
乳がん	乳がん	28.3%		38.0%以上						
がん検診精検未受診者受診勧奨	医療機関未受診者の減少を図り、がんの早期発見・早期治療につなげる	対象者に電話で受診勧奨を実施		—	がん検診受診者で結果が精密検査となった者のうち、医療機関未受診者	がん検診精検受診率 88.0%	実施数（受診勧奨実施者数/対象者数）			
保健事業補助金	特定健診等の受診から医療機関での治療へ移行する際の負担を減らし、早期治療につなげる	要精密検査となった項目の初回検査に係る医療費のうち、自己負担分を補助（上限15,000円）		40～74歳	町国民健康保険加入者	55件	補助実施数			

目標	事業名	目的	実施内容	対象		現状 (平成30年度実績)	目標値	
				年齢等	対象者		アウトプット	アウトカム
2	特定保健指導※	生活習慣病の発症及び重症化を予防する	メタボリックシンドローム該当者及び予備群を対象に保健センターで実施	40～74歳	特定健診受診者のうち、特定保健指導対象者	対象者94人 利用率62.8%	実施率60%	・特定保健指導対象者の減少率の増加 ・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少 予備群9.0%以下、該当者10.0%以下
	有所見者への受診勧奨	医療機関未受診者の減少を図り、生活習慣病の重症化を予防する	特定健診受診者のうち、受診勧奨値の者に対して、必要に応じて電話で受診勧奨を実施	30～74歳	集団健診受診者	—	実施数（受診勧奨実施者数/対象者数）	・受診率 ・未治療率の低下
	糖尿病性腎症重症化予防事業（令和2年度より事業開始）	糖尿病の重症化及び人工透析への移行抑制	特定健診受診者のうち、対象者に受診勧奨及び保健指導を、保健センターで実施	40～70歳	特定健診受診者のうち、事業対象者	—	実施数（受診勧奨実施者数/対象者数）	・受診率 ・治療継続者の増加 75.0%以上
3	商工会との地域職域連携	生活習慣に関する知識の普及を図る	生活習慣についての健康教育を健診時に実施	—	商工会健診受診者	—	実施回数1回以上	・健康だと感じている者の増加 83%以上
		健康づくりに関する知識の普及・啓発を図る	「働く人のための健康づくりガイド」の配布	—	商工会加入者	1回	実施回数1回以上	・身体活動量の増加 男性37.0%以上、女性43.0%以上
	とよやま健康マイレージ事業	健康づくりの意識向上と取組の推進を図る	・健診受診や健康づくりへの取組をすることでポイントを付与 ・ポイント到達者に優待カードを交付	16歳以上	町在住、在勤者	407人（16歳以上＋保護者）	まいか発行数	・肥満者の割合の減少 男性23.0%以下、女性9.1%以下
	成人健康相談	健康に関する不安の軽減と健康づくりの支援を行う	健康に関する相談を保健センターで実施	—	町民	利用者7人	利用者数	
	健康・福祉フェスティバル	健康づくりに関する知識の普及・啓発を図る	健康づくりや食生活に関するコーナー等で啓発活動を実施	—	町民	延939人（健康づくり、食生活、歯科、まいか）	参加者数	
4	後発医薬品の使用促進	医薬品、調剤料の自己負担を軽減するとともに医療費の削減を図る	・後発医薬品差額通知の送付 ・ジェネリック医薬品希望シール、カードの配布	—	町国民健康保険加入者	年2回	実施回数2回以上	・医療費の動向
	医療費通知	自身の医療費を把握してもらうとともに、請求ミスなどを防止し、医療費の適正化を図る	医療費通知の送付	—	町国民健康保険加入者	年3回	実施回数3回	

※特定健診及び特定保健指導についての詳しい内容は「第3期特定健康診査等実施計画」を参照してください。

※赤字：第2次とよやま健康づくり21計画目標値

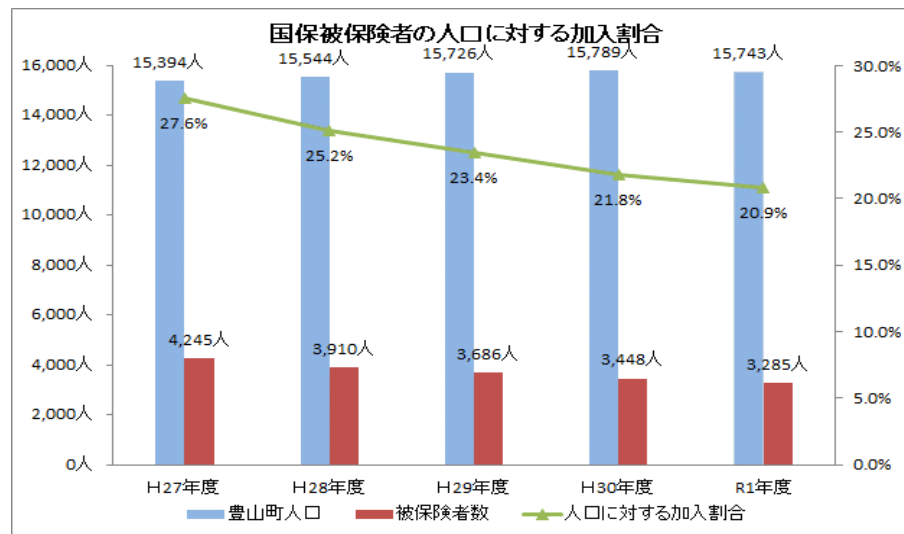
豊山町国民健康保険の状況について【報告事項】

1 被保険者数の推移

■全体

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
一般	4,160人	3,868人	3,679人	3,446人	3,285人
退職	85人	42人	7人	2人	0人
全体計	4,245人	3,910人	3,686人	3,448人	3,285人
対前年度比	-	▲335人	▲224人	▲238人	▲163人
町人口	15,394人	15,544人	15,726人	15,789人	15,743人
加入割合	27.6%	25.2%	23.4%	21.8%	20.9%
国保世帯数	2,385世帯	2,275世帯	2,188世帯	2,027世帯	1,965世帯
町世帯数	6,326世帯	6,433世帯	6,592世帯	6,698世帯	6,754世帯
加入割合	37.7%	35.4%	33.2%	30.3%	29.1%

※人数、世帯数は年度末現在 ※R1年度はR2年1月末現在



■【再掲】0～6歳（未就学）

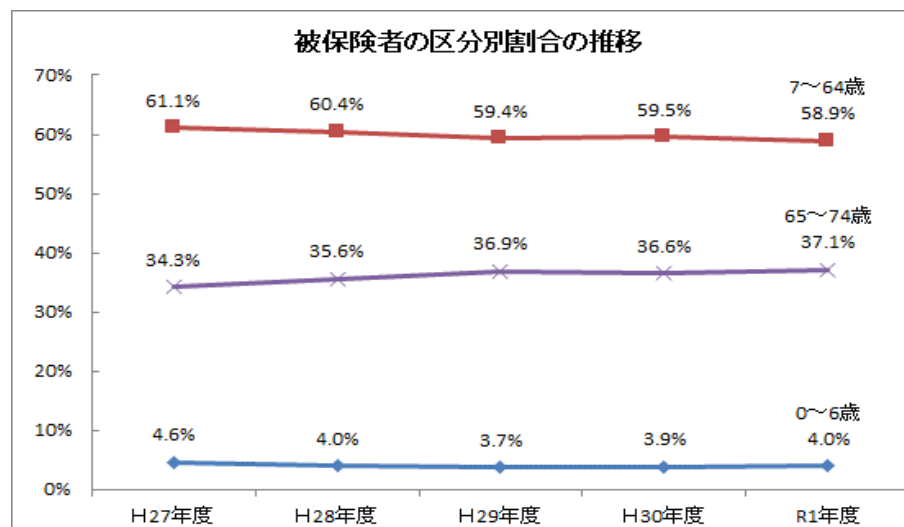
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
0～6歳計	195人	155人	137人	134人	130人
対前年度比	-	▲40人	▲18人	▲3人	▲4人
構成割合	4.6%	4.0%	3.7%	3.9%	4.0%

■【再掲】7～64歳

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
7～64歳計	2,595人	2,363人	2,188人	2,053人	1,936人
対前年度比	-	▲232人	▲175人	▲135人	▲117人
構成割合	61.1%	60.4%	59.4%	59.5%	58.9%

■【再掲】65～74歳（前期高齢者）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
65～74歳計	1,455人	1,392人	1,361人	1,261人	1,219人
対前年度比	-	▲63人	▲31人	▲100人	▲42人
構成割合	34.3%	35.6%	36.9%	36.6%	37.1%



2 被保険者1人当たりの医療費の推移

■全体

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
全体計	298,536円	271,774円	295,760円	301,779円	308,421円
対前年度比	—	▲26,762円 (▲9.0%)	23,986円 (8.8%)	6,019円 (2.0%)	6,642円 (2.2%)
受診件数	15.9件	16.0件	15.7件	17.1件	17.7件
県下平均	318,912円	321,748円	328,700円	未公表	未公表
県内順位	8位	2位	2位	未公表	未公表

※R1年度は決算見込額 ※県内順位は医療費の低い順

■【再掲】0～6歳（未就学）

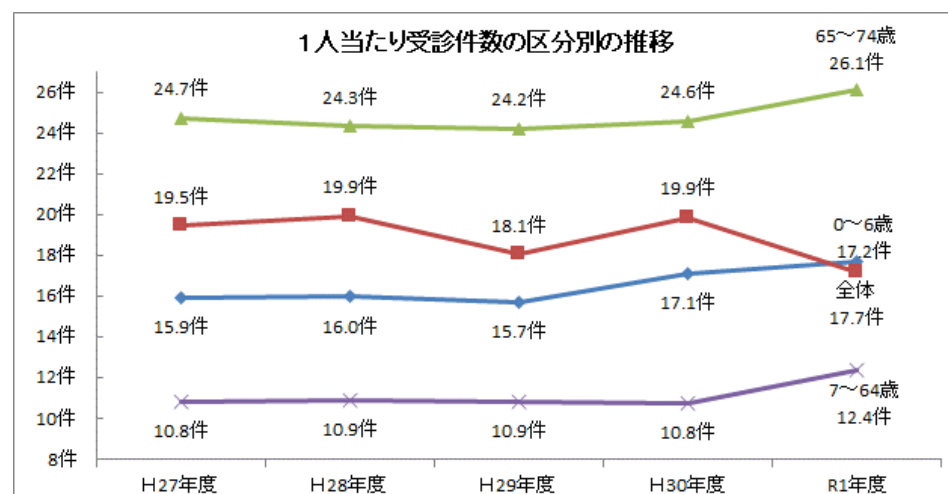
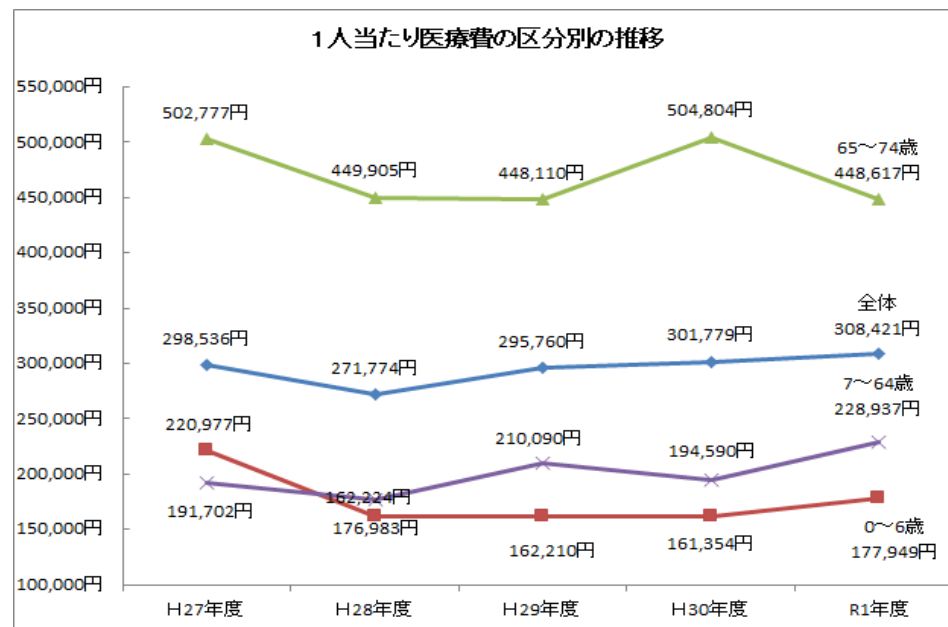
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
0～6歳計	220,977円	162,224円	162,210円	161,354円	177,949円
対前年度比	—	▲58,753円 (▲26.6%)	▲14円 (▲0.0%)	▲856円 (▲0.5%)	16,595円 (10.3%)
受診件数	19.5件	19.9件	18.1件	19.9件	17.2件

■【再掲】7～64歳

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
65～74歳計	191,702円	176,983円	210,090円	194,590円	228,937円
対前年度比	—	▲14,719円 (▲7.7%)	33,107円 (18.7%)	▲15,500円 (▲7.4%)	34,347円 (17.7%)
受診件数	10.8件	10.9件	10.9件	10.8件	12.4件

■【再掲】65～74歳（前期高齢）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
7～64歳計	502,777円	449,905円	448,110円	504,804円	448,617円
対前年度比	—	▲52,872円 (▲10.5%)	▲1,795円 (▲0.4%)	56,694円 (12.7%)	▲56,187円 (▲11.1%)
受診件数	24.7件	24.3件	24.2件	24.6件	26.1件



3 課税・収納の状況

(1) 1人当たりの調定額（現年度分）

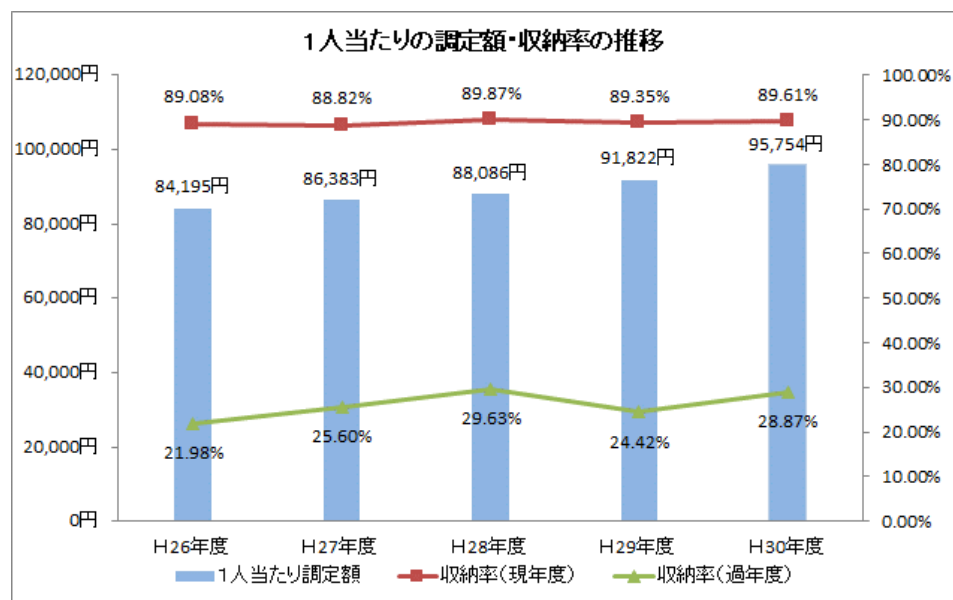
年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
調定額	84,195円	86,383円	88,086円	91,822円	95,754円
対前年度比	—	2,188円 (2.6%)	1,703円 (2.0%)	3,736円 (4.2%)	3,932円 (4.3%)

(2) 収納率（現年度分）

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
収納額	89.08%	88.82%	89.87%	89.35%	89.61%
対前年度比	—	▲0.26%	1.06%	▲0.52%	0.26%

(3) 収納率（過年度分）

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
収納額	21.98%	25.60%	29.63%	24.42%	28.87%
対前年度比	—	3.62%	4.03%	▲5.21%	4.45%



4 法定外繰入金の推移

(1) 法定外繰入金

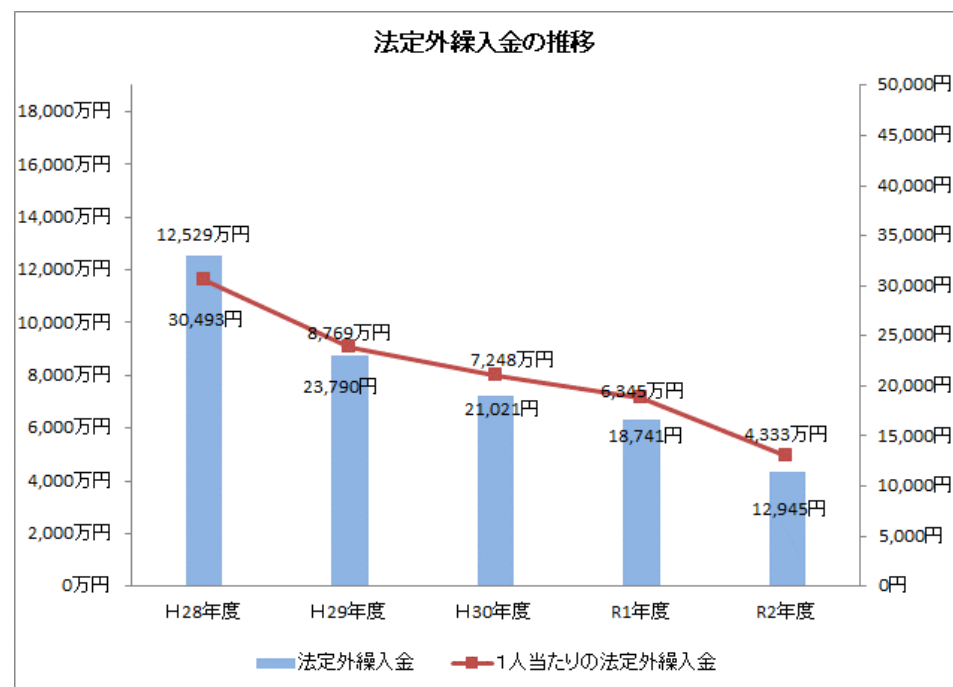
年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
法定外繰入金	12,529万円	8,769万円	7,248万円	6,345万円	4,333万円
対前年度比	—	▲3,760万円 (▲30.0%)	▲1,521万円 (▲17.3%)	▲903万円 (▲12.5%)	▲2,012万円 (▲31.7%)

※H29～H30年度は決算額、R1～R2年度は当初予算額

(2) 1人当たりの法定外繰入金

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
法定外繰入金	30,493円	23,790円	21,021円	18,741円	12,945円
対前年度比	—	▲6,703円 (▲22.0%)	▲2,769円 (▲11.6%)	▲2,280円 (▲10.8%)	▲5,796円 (▲30.9%)

※H29～H30年度は決算額、R1～R2年度は当初予算額



制度改正について【その他】

1 国民健康保険税における「軽減制度」の改正について（令和2年4月1日実施）

低所得者に対する軽減措置として、応益分保険料（均等割、平等割）を、所得に応じて7割・5割・2割軽減する仕組みがあるが、5割軽減と2割軽減について、物価上昇の影響で軽減対象が減少しないよう軽減判定所得の基準額が下記のとおり改正される。

■改正内容

軽減種別	改正	軽減基準所得（世帯主及び国保加入者等の合計所得）
5割軽減	改正前	33万円+28万円×（国保加入者等の人数）以下
	改正後	33万円+28.5万円×（国保加入者等の人数）以下
2割軽減	改正前	33万円+51万円×（国保加入者等の人数）以下
	改正後	33万円+52万円×（国保加入者等の人数）以下

■改正による影響について

軽減種別	改正前	改正後	増減	保険税影響額
5割軽減	263世帯（13.84%）	268世帯（14.11%）	5世帯（0.26%）	▲164,000円
2割軽減	230世帯（12.11%）	231世帯（12.16%）	1世帯（0.05%）	▲48,000円
計				▲212,000円

※全世帯数：1,900世帯 ※令和元年9月末現在の被保険者データを基に令和2年度予定税率を用いて算出

■モデル世帯

①40～64歳【1人世帯】給与収入1,265,000円 固定資産税なし

改正前：80,600円（2割軽減） → 改正後：63,700円（5割軽減） 増減：▲16,900円

②40～64歳【1人世帯】給与収入1,500,000円 固定資産税なし

改正前：115,400円（軽減なし） → 改正後：108,100円（2割軽減） 増減：▲7,300円